

# 入院医療費の計算方法について

平成28年4月1日より当院はDPC対象病院となり、入院医療費はDPC計算方式(包括評価方式)により計算されます。

※DPC対象病院とは

厚生労働省が定めた一定の基準を満たす急性期医療を提供する病院のことで、当院は平成28年4月1日から「DPC対象病院」となります。

従来の入院費の計算方法は、患者さんが入院した際の投薬・注射・検査・レントゲン(画像診断)などの診療内容に応じて、入院中にかかった医療費を一つ一つ積み上げて計算する「出来高払い方式」でした。平成28年4月以降、当院では入院費を「DPC計算方式」算定することとなります(地域包括ケア病棟[5病棟]は除く)。

DPC計算方式とは、患者さんの傷病名や治療内容のごとに、1日あたりの定額の医療費を基本に入院医療費を計算する「包括評価方式」となります。

なお、患者さんの傷病名や治療内容によっては、DPCの対象とならないことがあります。この場合は従来の出来高方式によって入院費を計算致します。

従来の計算方式  
(出来高払い方式)

薬(投薬・注射料)

検査料

画像診断料

入院基本料など

手術料・麻酔料・内視鏡検査・リハビリ・病理診断・差額ベット代・食事料等

包括方式  
(新方式)

出来高方式  
(新方式)

DPC計算方式  
(包括評価方式)

1日あたりの入院点数  
×  
入院日数

×  
医療機関別係数(※注1)  
一部出来高もあり(※注2)

手術料・麻酔料・内視鏡検査・リハビリ・病理診断・差額ベット代・食事料等

入院医療費合計

入院医療費合計

※注1: 医療機関別係数は、病院の機能等により、病院ごとに厚生労働省が定めた数値となります。

※注2: 検査の一部(カテーテル検査、診断穿刺・検体採取など)、画像検査の一部技術料、1000点以上の高額な処置、厚生労働大臣が別に定める薬剤、退院時処方等は、DPC計算方式になっても出来高払い方式の医療費となります。

ご不明な点がございましたら、「1階医療相談窓口」までお問い合わせください。

平成28年3月 村上総合病院 医事課

# 入院医療費の計算方法変更「Q&A」

## Q 「診断群分類包括評価制度(DPC)」とは何ですか？

A 診療行為ごとに料金を計算する従来の「出来高方式」とは異なり、入院される患者様の病気、病状をもとに、手術などの診療の有無に応じて、あらかじめ定められた1日当たりの一定額を基本に医療費を計算する新しい方式です。

## Q 「診断群分類包括評価制度(DPC)」の目的は？

A DPCは医療の質を可視化し、それを測るための共通言語です。いわば医療のモノサシで、全国共通のツールです。可視化されることにより、治療方針や診療システムに問題がある場合は、是正することになります。こうした取り組みを通して病院全体の医療の質を上げていくためです。

## Q 医療費の支払い方法は？

A 一部負担金の支払い方法は、従来の方法と基本的には変わりません。ただし、DPCでは毎月末に当該入院の傷病を見直すことから、入院後、患者様の症状の経過や治療内容等によって、月ごとに金額が異なってしまう場合もあり、一部請求額が変更となるため、退院時等に、前月までの支払い額との差額調整を行うことがあります。

## Q すべての入院患者様がこの制度の対象となるのですか？

A 患者様の病気や治療の内容に応じて分類されている診断群分類のいずれかに患者様の病気等が該当すると判断した場合に、「診断群分類包括評価制度(DPC)」により医療費を計算いたします。病気が、この診断群分類のいずれにも該当しない場合や、長期入院、労災保険、自費診療、治験、臓器移植、高度先進医療等の方は、従来の「出来高方式」での計算となります。

## Q 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A 従来どおり毎月の一部負担金のうち一定額を超える額について、高額療養費制度が適用されます。「限度額適用認定証」をご提示ください。

## Q 「診断群分類包括評価制度(DPC)」ではなく、従来の計算方法を選べますか？

A 厚生労働省の定めにより、「診断群分類包括評価制度(DPC)」の対象となる病気では、DPCの方法により計算され、それ以外では、従来の計算方法により計算されますので、計算方法を選ぶことは出来ません。

ご不明な点がございましたら、「1階医療相談窓口」まで  
お問い合わせください。